

中学校への就学と就学相談

練馬区教育委員会
教育福祉課 就学相談係

就学相談とは

○子ども達一人ひとりの障害および発達の状態に応じて、最もふさわしい就学先を保護者と一緒に考えていく相談の機会です。

○就学相談では、お子さんの発達の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況を踏まえた総合的な観点からお子さんの就学先についてのご提案をいたします。

○特別支援学校、特別支援学級及び特別支援教室の利用のためには就学相談が必要です。

支援の場と内容の選択

通常の学級

○通常の学級の中での支援→[特別支援教育]

- ・本人の特性を理解した学習や生活上の配慮

○「聞こえ」「見る」ことの困難→ **難聴・弱視学級**

- ・困難を克服するためのスキルを身につける

＊入級を検討される方は個別にご相談下さい

○集団生活への適応の困難→ **特別支援教室**

- ・情緒の安定、自信の回復

特別支援学級(知的)

○本人のペースにあわせた学習、社会性の学習等

都立特別支援学校

- ・肢体不自由
- ・知的障害
- ・視覚障害
- ・聴覚障害
- ・病弱・身体障害に応じた支援

就学相談の流れ①

「就学面談」

保護者からの申込



就学面談

会場: 大泉中セミナーハウス、練馬区役所 他

- ・保護者からの聞き取り
- ・田中ビネーVI発達検査
- ・今後の相談の進め方
- ・発達検査結果のフィードバック
- (特別支援教育相談員)
- (就学心理相談員)



[日程・会場の相談]

就学相談会



「取り下げ」= [相談終了]【保留】

就学相談の流れ②(現特別支援教室利用者)

「就学面談」

保護者からの申込



発達検査

東京メンタルヘルス株式会社で実施

- ・WISC-V 知能検査
- ・発達検査結果のフィードバック

就学面談

会場: 練馬区役所 他

- ・保護者からの聞き取り
- ・今後の相談の進め方
(特別支援教育相談員)



[日程・会場の相談]

就学相談会



「取り下げ」= [相談終了]【保留】

就学面談

会場：大泉中セミナーハウス

練馬区役所 他

＜保護者面談＞

☆相談員が個別にお話を伺います。

生育歴、お子さんの様子

就学に向けての保護者のご希望

感覚機能検査の実施

所要時間は、面談・検査を
同時進行で行い、1時間半
程度かかります。

＜発達検査・行動観察＞

☆心理相談員がお子様の現在の発達の状態を
個別に見させていただきます。

☆発達検査の様子などについて心理相談員からフィードバック
します。最後に就学相談会の日程を決めます。

就学相談会

- 会場 学校教育支援センター
- 時刻 12:30～16:00まで(木曜)
- 内容 特別支援学級設置校の校長先生
特別支援学校、特別支援学級、巡回指導教員の先生方
 - ・医師面談
 - ・小集団による学習や運動の様子
 - ・特別支援学級設置校、拠点校校長先生との面談→考えられる就学先の検討

就学先の提案

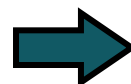
在籍小学校での支援の様子



◆特別支援学校・特別支援学級の見学



保護者・本人の意向の確認



決定

就学先のご提案

お子さんの成長や発達に応じた、就学先の検討

保護者からの聞き取り

- ・成育歴
- ・医療歴
- ・療育歴
- ・ご心配なこと
等

お子さんの成長の様子

- ・発達検査
- ・検査への取り組みの様子
- ・医師所見

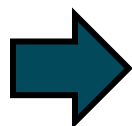
小学校での支援の様子

- ・集団生活の様子
- ・学校での支援の状況
等

小集団での行動の様子

- ・指示理解
- ・学習態勢
- ・コミュニケーション
等

就学先のご提案



保護者・本人の意見の尊重
<最終的には教育委員会が決定>

[就学先の提案例]

お子さんの可能性を最大限伸ばせると考えられる 学びの場の提案

1. 通常の学級
2. 特別支援教室の利用
3. 特別支援学級(知的)への入級
4. 特別支援学校への入学

○就学相談会后、郵送で就学先の提案をお知らせします。

○保護者・本人のご希望と提案が異なる場合は、継続的に相談し、保護者・本人の合意を得て、就学先を決定します。

特別支援教室で行う指導とは

「情緒の安定を図る」「基礎学力の向上を図る」「自己肯定感
学習意欲を高める」「集団適応力や社会性を身につける」等

○教育相談(個別指導)

○課題に応じた個別学習（生徒の特性に合わせた指導）

- ・学習習慣や学習方法を定着させるための指導
- ・注意を向けて聞き取る、順序だてて表現する力
- ・読み書きの障害に起因する困難さの対処
- ・基礎基本に指導、スモールステップでの指導 など

○自立活動

- ・技能的学習
- ・体育的活動
- ・コミュニケーション指導

＊ 個人に応じた指導計画に基づき指導の重点を定める

特別支援教室の対象となる生徒

○全体的な学習の遅れがなく、通常の学習活動におおむね参加できる生徒。

○発達障害などにより特別な指導が必要な生徒。

○特定分野の学習や行動調整がうまくいかず対人関係や集団への適応が困難な生徒。

- (例)
- ・感情のコントロールが苦手で集団活動時にパニックをおこしてしまう。
 - ・場面緘黙で学校では一言も発しない。
 - ・書字障害があり、勉強についていけない。
 - ・暗黙のルールや言葉の裏側が分からない。
 - ・集団への不適応が原因で学校に通うことができない。
- など

特別支援学級(知的)

- 学区域の中学校ではなく、特別支援学級(知的)が設置されている中学校に入学します。
- 通常の学級とは異なる教育課程と学級編成基準で運営されています。(1学級生徒8名まで教員2名)
- 体力づくりや基本的な生活習慣の確立、社会生活・職業生活に必要な言語、数量や技能を指導しています。
- 国語や数学は、少人数の習熟度別のグループによる授業が行われています。学年相応の学習をしていません。
- 学校生活、学校行事等で通常の学級の生徒との交流が図られています。標準服等は通常の学級と同じです。
- 通学区域はありませんが、登下校の安全などから自宅から近い特別支援学級を選ばれることをお勧めします。
- 卒業後は特別支援学校に進学する生徒が多いです。

特別支援学級(知的)の対象となる生徒

○基本的には、小学校の特別支援学級入級対象児童と同じです。

＊ 小学校で特別支援学級に在籍しているお子さんも、中学校の特別支援学級に入級するためには就学相談を受けていただく必要があります。

○記憶、推理、判断などの知的機能の発達に軽度の遅れが見られ、社会生活などへの適応が難しく一部援助が必要な児童が入級の対象です。

＊ 通常の学級に入学した後に特別支援学級に転学することも可能です。

特別支援学校(知的)

○「知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助が必要な程度」が対象です。

○特別支援学級の指導では十分な教育効果があげることが困難なお子さんの教育の場として設置されています。

○副籍交流制度により、地域との交流が図られています。

○スクールバスが運行されている。バス乗降場所までは保護者(大人)の介助が必要です。

○相談の窓口は練馬区。その後、東京都の相談に引き継がれます。

◆手続きにあたっては、医師診察記録が必要です。